

平成17年度 仙台教育事務所管内事務職員会研修会

平成18年 2 月 7 日

於：ホテル白萩

諸 手 当 に つ い て



仙台教育事務所管内事務職員会 研修部

扶養手当



扶養手当（育児休業者と雇用保険受給者に係る事務について）

Q 共働きの妻が育児休業の許可を受けたときは、育児休業の期間中、その妻を職員たる夫の扶養親族とすることができるか。

A 認定の時点において、育児休業の許可を受けた妻の向こう1年間の所得が、あらかじめ定められている当該休業の期間が終了し職務に復帰した後の給与を含めても基準年額に達しないと見込まれる場合には、当該育児休業の全期間についてその妻を職員の扶養親族とすることができる。

また、届出が遅延した場合であっても、育児休業開始時点で見込まれる向こう1年間の所得について確認を行い、基準年額に達しないと見込まれる場合は、扶養親族とすることができる。

ただし、この場合、届出が遅延していることから、手当の支給は、届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始するものとする。

育児休業とは、3歳に満たない法律上の親子関係がある子を養育するために、一定期間休業（身分は保障されるが職務には従事しない）できる制度のことです。

原則として1回に限り範囲内で延長の申請ができます。

育児休業期間は、給与条例上在職期間でないものとし給与は支給されません。ただし共済組合より、当該休業期間中、育児休業手当金が、子が1歳に達する日までの期間（その時点で保育所に入れない等、特別の事情に該当するときは最長1歳6か月）各月を単位として支給されます。

ただし、支給される育児休業手当金のうちの、一部は、子が1歳に達した日等から6か月経過後に組合員であることを要件に支給されることとなります。

確認

Q 育児休業を子が3歳になるまで取得する予定ですが、育児休業手当金は育児休業を取得した全期間支給されますか。

また、復職後の支給分はいつ支給されますか。

A 育児休業を子の1歳の誕生日以後も取得した場合、育児休業手当金の支給はその1歳の誕生日の前日までです。

また、復職後の支給分は、支給期間満了後6月以上組合員であるときに支給されます。このとき、育児休業期間中であっても差し支えありません。

Q 育児休業の延長をした場合など、どの時点で向こう1年間の所得を把握すればいいのか。

A 育児休業者の向こう1年間の所得見込については

- ① 育児休業開始時点
- ② 育児休業延長開始時点
- ③ ①又は②で取った向こう1年間の所得見込の期間が終了した翌日も育児休業が継続している場合その時点

それぞれのケースによりますが、以上の3つの時点で、向こう1年間の所得見込額の計算をすることになります。

(例)

1	産前休暇	H17.4.19 ~ H17.6.13
2	出産日 (第1子)	H17.6.13
3	産後休暇	H17.6.14 ~ H17.8.8
4	育児休業	H17.8.9 ~ H18.6.12
5	育児休業延長	H18.6.13 ~ H19.6.12
6	産前休暇	H18.8.20 ~ H18.10.14
7	出産日 (第2子)	H18.10.14
8	産後休暇	H18.10.15 ~ H18.12.9
9	育児休業	H18.12.10 ~ H21.10.13

この例の場合、4の育児休業に入る時点 H17.8.9

5の育児休業の延長を開始した時点 H18.6.13

9の第2子の育児休業に入る時点 H18.12.10

9の第2子の育児休業開始時点で取った向こう1年間の所得見込の期間が終了した翌日の時点 H19.12.10

これらの時点で向こう1年間の給与支給見込証明書(別紙様式)を作成することとなります。

この例では、6の第2子に係る産前休暇に入る時点で扶養からはずすこととなります。

○認定のときに必要とする書類は次のとおりです

- ①戸籍謄本又は戸籍抄本など関係を証明する書類
- ②育児休業承認辞令など育児休業期間が確認できる書類
- ③給与支給見込証明書など育児休業を開始した日から向う1年間の収入見込額のわかる書類

○取消しのときに必要とする書類は次のとおりです

- ①職務復帰辞令など育児休業が終了したことが確認できる書類

給与支給見込証明書

1 学校名 〇〇町立〇〇小学校
2 職・氏名 教諭 〇〇 〇〇
3 給与支給見込期間 平成17年8月9日～平成18年8月8日
4 見込証明額 1,359,227 円
5 出産日(産後休暇期間) 平成17年6月13日 (産後休暇 平成17年6月14日～平成17年8月8日)
6 育児休業期間 平成17年8月9日～平成18年6月12日
7 給与関係 教育職(三)2級6号俸 平成17年4月1日発令
A 給料 195,030 円(宮城県給料削減率1.5% 減額前198,000円)
B 教職調整額 7,920 円
C 調整手当 0 円
D 義務教育特別手当 6,600 円
E 通勤手当 8,000 円(非課税額 6,500円 課税対象額 1,500円)
F 寒冷地手当 円
G 育児休業手当金 (195,030+7,920)×1/22≒9,225 (1の位で四捨五入)
H 9,225×30/100×1.25= 3,459 円 (円未満切捨て)

期末・勤勉手当の計算
直前の基準日の翌日から基準日までの全期間が育児休業でなければ支給されます。ただし、勤勉手当については1日でも出勤していなければなりません。この例の場合、産前休暇はH17.4.19から始まっており、12月勤勉手当の基準日の直前の基準日6/1の翌日以降、1日も出勤日がないため勤勉手当は支給されません。期末手当は支給されます。
8/9～12/1の育児休業期間 3月25日の1/2の1月27.5日が在職期間から除算され、4月2.5日となり60%の在職期間別割合となります。
(198,000+7,920)×160/100×60/100=197,683円

月日	給料	教職調整額	調整手当	義務特手当	通勤手当	期末勤勉手当	寒冷地手当	育児休業 手当金	合計	内訳
H17. 8. 9～8. 31								58,803	58,803	H×17日(土、日曜日を除く)
9. 1～9. 30								76,098	76,098	H×22日
10. 1～10. 31								72,639	72,639	H×21日
11. 1～11. 30								76,098	76,098	H×22日
12. 1～12. 31						197,683		76,098	273,781	H×22日
H18. 1. 1～1. 31								76,098	76,098	H×22日
2. 1～2. 28								69,180	69,180	H×20日
3. 1～3. 31								79,557	79,557	H×23日
4. 1～4. 30								69,180	69,180	H×20日
5. 1～5. 31								79,557	79,557	H×23日
6. 1～6. 12								27,672	27,672	H×8日
6. 13～6. 30	124,110	5,040		4,200					133,350	A～D×14/22
7. 1～7. 31	195,030	7,920		6,600	1,500				211,050	
8. 1～8. 8	50,877	2,066		1,721	1,500				56,164	A～D×6/23
合計	370,017	15,026	0	12,521	3,000	197,683	0	760,980	1,359,227	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成17年8月9日
〇〇町立〇〇小学校 校長 〇〇 〇〇

Q 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受けている者は、扶養親族とすることができるか。

また同法第33条の規定に基づく給付制限により、基本手当が支給されない期間中はどうか。

A 前段、雇用保険受給者は、基本手当の総額が基準年額に満たなくとも、その月々に受ける額（日額×365日÷12月）が基準年額の12分の1（108,333円）以上である場合は、その支給を受ける期間中その者を扶養親族とすることはできない。

後段、給付制限により基本手当が支給されない期間は、扶養親族とすることができる。

雇用保険法第33条（給付制限に関する条文）

被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第21条の規定による期間の満了後1箇月以上3箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。（以下略）

雇用保険法第21条（待機期間に関する条文）

基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して7日に満たない間は、支給しない。

Q 家族が退職して雇用保険（失業給付）をもらうことになりました。

支給条件は次のとおりです。被扶養者として認定されますか。

基本手当日額：4,760円

支給日数：90日分

基本手当総額：428,400円

A 雇用保険の場合、基本手当日額が3,562円以上の場合、基本手当の給付日数にかかわらず被扶養者として認定できません。雇用保険の支給が終了してから認定手続きをしてください。

基本手当日額が3,562円ということは、その月々に受ける額は、

日額3,562円×365日÷12月＝108,344円となり

基準年額の12分の1（108,333円）以上となるため被扶養者とならない。

雇用保険を受給する者で扶養親族と認定されるのは、日額が3,561円以下の場合である。

日額3,561円×365日÷12月＝108,314円 < 108,333円

雇用保険に係わる扶養手当手続きについて

いずれの場合も、戸籍謄本又は戸籍抄本など関係を証明する書類を添付することになります。

その他の添付書類としてそのケースにより次のようなものが必要になります。

○ 会社を退職して無収入の配偶者を扶養親族として認定する場合

- ① 退職辞令の写し又は退職証明
- ② 雇用保険に加入しているが受給しない場合は雇用保険被保険者離職票原本
雇用保険に加入していない場合は③の申立書に付記する
- ③ 無職無収入であり職員が扶養していることの申立書

○ 会社を退職後、基準額未満の雇用保険を受給する配偶者を扶養親族として認定する場合

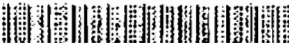
- ① 雇用保険受給資格者証の写し（基本手当日額が3,561円以下のもの）
② 配偶者に収入があるが、基準額に達しないことにより職員が扶養していることの申立書

雇用保険受給資格者証

雇用保険受給資格者証

(第1部)

040



氏 名		性 別		生 日	
山田 太郎		男		昭和35年12月15日	
住 居		所 在 地		通 居 票 番 号	
東京都中央区		千代田区		123-45678	
通 居 票 番 号		通 居 票 番 号		2型-水	
123-45678		123-45678			

水通手通手通	水通手通手通	水通手通手通	水通手通手通	水通手通手通	水通手通手通
12345678	8000000	131231 11	150130	6月9日	
水通手通手通		水通手通手通		水通手通手通	
10月10日		330		0 0 0 0	
水通手通手通	水通手通手通	水通手通手通	水通手通手通	水通手通手通	水通手通手通
12345678	8000000	131231 11	150130	6月9日	
水通手通手通		水通手通手通		水通手通手通	
10月10日		330		0 0 0 0	

雇用保険受給資格者証

支給番号①		氏名		被保険者番号	
48010-02-000012-3		コヨウ タロウ		4800-010566-2	
性別	年齢	生年月日②	支払方法③	求職番号	認定日④
男	45	3-3111123	0123456-7890123		2型-水
住所又は居所					
求職申込年月日⑤	資格取得年月日⑥	離職年月日 理由⑦	受給期間満了年月日⑧	基本手当日額⑨	
140109	500401	131231 11	150130	6,092	
離職時賃金日額	60歳到達時賃金日額	所定給付日数⑩	特殊表示(災、一括、巡相、市町村)		
10,000		330			
下部省略					

- ①支給番号 左5桁が雇用保険の手続きを行ったハローワークの番号、残りがあなたの番号です。
- ②生年月日 左1桁があなたが生まれた年の元号を示している。3が昭和。
- ③支払方法 雇用保険の手続きの際に提出した離職票-1に記入した金融機関コード(左7桁)と口座番号(右7桁)。
- ④認定日 この型によって認定日はいつなのかが判断できます。
- ⑤求職申込年月日 雇用保険の手続きを行った日です。
- ⑥資格取得年月日 退職した会社で雇用保険に自分が入った日(社員登用日や入社日など)
- ⑦離職年月日 理由 退職した日とその理由です。離職票の離職区分を参考にして理由の番号が決定されます。
退職理由は会社都合か自己都合かで番号が違う
コード40は正当な理由のない自己都合退職
- ⑧受給期間満了年月日 給付が終了する日です。
- ⑨基本手当日額 給付される1日分の額です。
- ⑩所定給付日数 基本手当の給付日数です。これは最大の日数であり、雇用保険の手続きが大幅に遅かったりすると消化しきれなくなって終わってしまう場合もあります。また再就職を途中でした場合も全てを受け取れません。

○ 会社を退職して無収入で、雇用保険待機期間または給付制限の配偶者を扶養親族として認定する場合

- ① 退職辞令の写し又は退職証明
- ② 雇用保険受給資格者証の写し
- ③ 無職無収入であり職員が扶養していることの申立書

失業給付が開始される日の前日をもって、扶養親族からはずれることとなる。

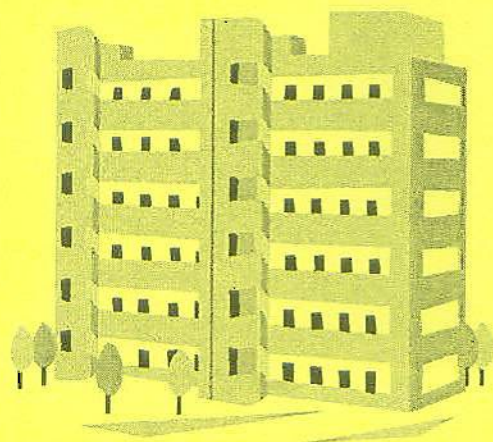
○ 会社を退職後、基準額以上の雇用保険を受給していたが、受給期間満了により以降無収入の配偶者を扶養親族として認定する場合

- ① 雇用保険受給資格者証の写し
- ② 無職無収入であり職員が扶養していることの申立書

Q 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受けている者が、支給期間満了となった場合の「事実の生じた日」はいつか。

A 最後の基本手当が支払われた日ではなく、計算の基礎となった期間の最終日の翌日が、「事実の生じた日」となる。

住居手当



住 居 手 当

<家賃の額>

1. 家賃の額には、次に掲げるものは含まれない。
 - (1) 権利金、敷金、礼金、保証金、その他これらに類するもの
 - (2) 電気、ガス、水道等の料金
 - (3) 団地内の児童遊園、街灯その他の共同利用施設に係る負担金（共益費・管理費）、駐車場、物置利用に係る負担金
 - (4) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

2. 職員が家賃と食費等あるいは電気、ガス又は水道の料金を併せて支払っている場合で契約書にそれぞれの金額を明示しているときは、家賃分の記載金額のみを家賃の額とする。

3. 2において、家賃の額が明確でない場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれの右欄に掲げる額を家賃の額とする。

住 宅 の 区 分	家 賃 の 額
支払額に食費等が含まれる場合	支払額の $\frac{40}{100}$
支払額に電気、ガス又は水道料金が含まれている場合	支払額の $\frac{90}{100}$

<支給額>

1. 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員（最高支給額 11,000 円）
 （支給額）＝（家賃の月額）－ 12,000 円

2. 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員（最高支給額 27,000 円）

$$（支給額）＝ 11,000 円 ＋ \frac{（家賃の月額）－ 23,000 円}{2}$$

※支給額の 100 円未満の端数は切り捨てる。

領 収 書

宮 城 太 郎 様

平成17年3月31日

金額 ￥699,340*

(受領金の内訳)

部屋利用料	516,600	①
マンスリースystem権利金	182,700	②
清掃費	13,800	
設備負担金	6,240	
値引 (System権利金)	-20,000	③

但し、領収金額には消費税を含む

仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社 レオパレス21

<家賃> = (①+②-③) ÷ 12月

$$\frac{516,600 + 182,700 - 20,000}{12} = 56,608$$

※支払額に電気、ガス又は水道料金が含まれている

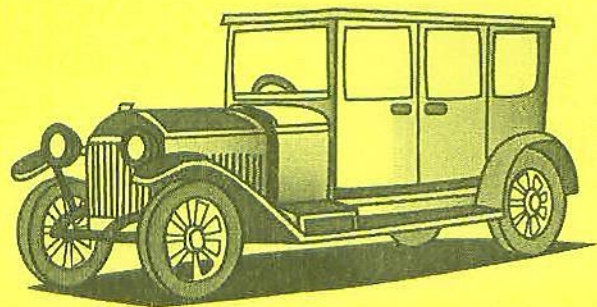
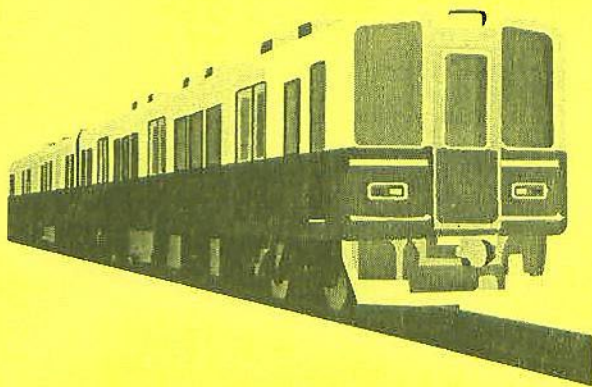
$$56,608 \times \frac{90}{100} = 50,947 \text{円}$$

<住居手当額> ・月額23,000円を超える

$$11,000 + \frac{50,947 - 23,000}{2} = 24,973$$

支給額24,900円

通勤手当



通勤手当

支給単位期間 給与条例第 11 条の 7 第 5 項 規則第 15 条の 3 第 1 項

- 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的である場合
⇒ 6 箇月を超えない範囲内
- 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的である場合
⇒ 1 箇月
- 自動車等
⇒ 1 箇月

支給単位期間の特例 規則第 15 条の 3 第 2 項

支給単位期間に係る最後の月の前月以前に次に掲げる事由が生ずることが支給単位期間の最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、返納が生じないよう支給単位期間を調整して設定することができるものとする。

- (ア) 定年退職その他の離職のため
- (イ) 長期間の研修等のため
- (ウ) 勤務態様の変更
- (エ) その他人事委員会の定める事由

※ 支給単位期間の組み合わせ順について

⇒ 通用期間の長いものから設定する

(例) 支給単位期間を 4 箇月と設定した場合 = ① 3 箇月定期 ② 1 箇月定期 の順

但し、比較計算により回数券等の方が低廉な場合は回数券で 1 ヶ月単位となる。

例 長期研修等 (網掛けは手当支給月)

支給単位期間の開始 (6 箇月)									
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
通勤届の提出 6 箇月分の手 当支給						事務担当者による通勤届の作成①	研修中の通勤届の提出	新たな通勤届の提出	

支給単位期間の最初の月の初日に出張等が明らかの場合

支給単位期間の変更 (1 箇月)

研修期間

支給単位期間の開始 (6 箇月)

※ 通勤届 = 通勤手当修正報告書 (K21)

但し支給単位期間の特例又等（勤務公署が変わらずかつ通勤内容が変わらない場合）で支給単位期間を任意に設定した場合又は復職等をした場合は、職員からの届出を要せず認定を行うことができる。

記載例 【支給単位期間の特例】

- ・人事異動非対象者で、支給単位期間を設定しなおす場合
- ・臨時的任用職員等の任用期間内で支給単位期間を設定し直す場合
- ・休職等から復職する際に支給単位期間を設定し直す場合 など

217 通勤手当修正報告書

平成 17 年 9 月 30 日現在

宮城県教育委員会 宮城小学校 教諭 仙台太郎

本人の押印は不要

理由を明記

最初の通勤届の裏面

支給単位期間の特例

1. 支給単位期間を設定しなおす場合

2. 支給単位期間を設定し直す場合

3. 支給単位期間を設定し直す場合

4. 支給単位期間を設定し直す場合

5. 支給単位期間を設定し直す場合

6. 支給単位期間を設定し直す場合

7. 支給単位期間を設定し直す場合

8. 支給単位期間を設定し直す場合

9. 支給単位期間を設定し直す場合

10. 支給単位期間を設定し直す場合

11. 支給単位期間を設定し直す場合

12. 支給単位期間を設定し直す場合

13. 支給単位期間を設定し直す場合

14. 支給単位期間を設定し直す場合

15. 支給単位期間を設定し直す場合

16. 支給単位期間を設定し直す場合

17. 支給単位期間を設定し直す場合

18. 支給単位期間を設定し直す場合

19. 支給単位期間を設定し直す場合

20. 支給単位期間を設定し直す場合

21. 支給単位期間を設定し直す場合

22. 支給単位期間を設定し直す場合

23. 支給単位期間を設定し直す場合

24. 支給単位期間を設定し直す場合

25. 支給単位期間を設定し直す場合

26. 支給単位期間を設定し直す場合

27. 支給単位期間を設定し直す場合

28. 支給単位期間を設定し直す場合

29. 支給単位期間を設定し直す場合

30. 支給単位期間を設定し直す場合

31. 支給単位期間を設定し直す場合

32. 支給単位期間を設定し直す場合

33. 支給単位期間を設定し直す場合

34. 支給単位期間を設定し直す場合

35. 支給単位期間を設定し直す場合

36. 支給単位期間を設定し直す場合

37. 支給単位期間を設定し直す場合

38. 支給単位期間を設定し直す場合

39. 支給単位期間を設定し直す場合

40. 支給単位期間を設定し直す場合

41. 支給単位期間を設定し直す場合

42. 支給単位期間を設定し直す場合

43. 支給単位期間を設定し直す場合

44. 支給単位期間を設定し直す場合

45. 支給単位期間を設定し直す場合

46. 支給単位期間を設定し直す場合

47. 支給単位期間を設定し直す場合

48. 支給単位期間を設定し直す場合

49. 支給単位期間を設定し直す場合

50. 支給単位期間を設定し直す場合

51. 支給単位期間を設定し直す場合

52. 支給単位期間を設定し直す場合

53. 支給単位期間を設定し直す場合

54. 支給単位期間を設定し直す場合

55. 支給単位期間を設定し直す場合

56. 支給単位期間を設定し直す場合

57. 支給単位期間を設定し直す場合

58. 支給単位期間を設定し直す場合

59. 支給単位期間を設定し直す場合

60. 支給単位期間を設定し直す場合

61. 支給単位期間を設定し直す場合

62. 支給単位期間を設定し直す場合

63. 支給単位期間を設定し直す場合

64. 支給単位期間を設定し直す場合

65. 支給単位期間を設定し直す場合

66. 支給単位期間を設定し直す場合

67. 支給単位期間を設定し直す場合

68. 支給単位期間を設定し直す場合

69. 支給単位期間を設定し直す場合

70. 支給単位期間を設定し直す場合

71. 支給単位期間を設定し直す場合

72. 支給単位期間を設定し直す場合

73. 支給単位期間を設定し直す場合

74. 支給単位期間を設定し直す場合

75. 支給単位期間を設定し直す場合

76. 支給単位期間を設定し直す場合

77. 支給単位期間を設定し直す場合

78. 支給単位期間を設定し直す場合

79. 支給単位期間を設定し直す場合

80. 支給単位期間を設定し直す場合

81. 支給単位期間を設定し直す場合

82. 支給単位期間を設定し直す場合

83. 支給単位期間を設定し直す場合

84. 支給単位期間を設定し直す場合

85. 支給単位期間を設定し直す場合

86. 支給単位期間を設定し直す場合

87. 支給単位期間を設定し直す場合

88. 支給単位期間を設定し直す場合

89. 支給単位期間を設定し直す場合

90. 支給単位期間を設定し直す場合

91. 支給単位期間を設定し直す場合

92. 支給単位期間を設定し直す場合

93. 支給単位期間を設定し直す場合

94. 支給単位期間を設定し直す場合

95. 支給単位期間を設定し直す場合

96. 支給単位期間を設定し直す場合

97. 支給単位期間を設定し直す場合

98. 支給単位期間を設定し直す場合

99. 支給単位期間を設定し直す場合

100. 支給単位期間を設定し直す場合

返納 給与条例第 11 条の 7 第 4 項

通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

支給単位期間中に一定の事由が生じた場合は、定期券を払戻して得られることとなる額を返納させることとする。(支給単位期間が 1 箇月の通勤手当は除く)

注意 この場合、職員が実際に定期券を購入した日及び実際に購入した定期券の通用期間にかかわらず、支給単位期間の初日において定期券を購入したものとし、返納事由発生月の末日に払戻しをしたとして得られる額が返納額となる。

例) 支給単位期間が6箇月で手当が支給されているが、定期は3ヶ月ごとに購入している場合で3箇月の末日が返納事由発生日となる時

誤 返納額=手当額-3箇月定期券代

⑤ 返納額=最初から6箇月定期券を買ったものとして、それを払戻して返ってきた額(手数料も差引いて構わない)

返納額等 支給要件の欠如、休職等又は長期出張等の場合の通勤手当の返納(規則第15条の2第1項第1号、第3号及び第4号)

規則第 15 条 の 2 第 1 項 (返納事由)		規則第 15 条の 2 第 2 項			規則第 15 条の 4	
		払戻し 対象 交通機関 等	返納額		事由発生月 の末日 (払戻日)	支給単位期間 の開始
			1 箇月当たりの 運賃相当額 55,000 円以下 (第 1 号)	1 箇月当たりの 運賃相当額 55,000 円超 (第 2 号)		
第 1 号	支給要件欠如 離職等	すべての交通機関等	事由発生月の 末日に定期券 の払い戻しを したものとし て得られる額 (払戻金相当額)	① 通勤手当の額を支給 単位期間の月数で除 した額 × (最長) 支給単位期 間の残月数	要件欠如が生じ た日の属する月 の末日 (初日の場 合は前月の末日)	
第 3 号	<u>月</u> の <u>中途から</u> の休職等 2 以上の月にわた る場合			② <u>払戻金相当額及び人 事委員会の定める額 (※) の合計額</u> ①と②のいずれか低い額	休職等をした月 の末日	復職等をした 日の属する月 の翌月 (月の初日 の場合はその月)
第 4 号	<u>長期出張等月 の全日数</u> にわた って通勤し ない場合			全日数通勤がな い月の前月の末 日	再び通勤する こととなった 日の属する月	

※人事委員会の定める額=Ⅰ未使用定期券の価格、Ⅱ回数乗車券等×残月数、Ⅲ自動車等×残月数

通勤手当の停止報告(管理職手当等支給停止報告 K52)が必要な場合

手当を返納しても最初に設定した次の支給単位期間には、また手当が支給されるので、K52による報告が必要となる。

例 4月から6箇月の支給単位期間の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		休職				復職	
6箇月分の手当支給			返納			新たな単位期間の開始	

本来であれば6箇月の始まりなので、K52による停止報告が必要

通勤手当返納額計算書

所属名		氏名	
所属コード		職員番号	

1 現在の認定の状況

番号	通勤方法	区間	乗車券の種類	支給単位	支給開始月	金額	直近の支給月	備考
1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等との合計が55,000円を超える場合								

2 返納事由及び事由発生月（規則第15条の2）

事由	ア 離職等（第1項第1号）	イ 通勤経路等の変更（第1項第2号）	ウ 休職等 ※1（第1項第3号）	エ 長期出張等（第1項第4号）
上記事由の発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
返納事由の発生月（第2項）	事由が生じた日の属する月 年 月	通勤手当の額が改定される月の前月 年 月	休職等が開始した日の属する月 年 月	通勤しないこととなる月の前月※2 年 月

◎添付資料
・休職等の辞令の写
・通勤届の写（イに該当する場合は新たな届の写を含む）

※1 二以上の月にわたる休職等の場合であっても、その前に休暇等で月の全部を通勤しないこととなる場合はエ（第1項第4号）の事由に該当するため、該当条項についてはよく確認すること。

※2 休暇期間の延長等、通勤しないこととなることがその月の前月まで予見しがたいことが相当と認められる場合に合っては、当該通勤しないこととなる月。

3 返納額

（1）55,000円以下の場合

返納事由	払戻対象交通機関	返納額
	該当交通機関の番号（上記1の番号）	事由発生月（上記2）の末日に定期券の払戻をしたものとして得られる額（上記1の番号ごとに記入）
アウエの場合	すべての交通機関	
イの場合	該当する交通機関 ※3	

（2）55,000円を超える場合

区分	計算方法	返納額の計算
	①又は②のいずれか低廉な額	①の額
	① 1箇月当たりの運賃相当額×（最長）支給単位期間の残月数	②の額
	②・事由発生月の末日での払戻相当額 + 未使用定期券の価格 + 回数乗車券等×残月数 + 自動車等の額×残月数	返納額 円
交通機関及び自家用車等の併用者		
交通機関等のみ利用者	上記①の額	返納額 円

※3 改定後の合計額が55,000円を超える場合はすべての交通機関

返納額

円

支給単位期間中に休職等又は月の初日から末日まで通勤しないこととなった場合の取扱い例

支給単位期間1箇月以外の場合

返納の事由によって、払戻日（事由発生月の末日）と新たな支給単位期間の開始時期が異なるので注意してください。

【基本的な考え方】

休職や出張等により通勤しないこととなるのが、月の初日かそれとも途中か。

途中から 返納事由：第3号

払戻日 その月の末日

復職

支給単位期間の開始 復職の翌月

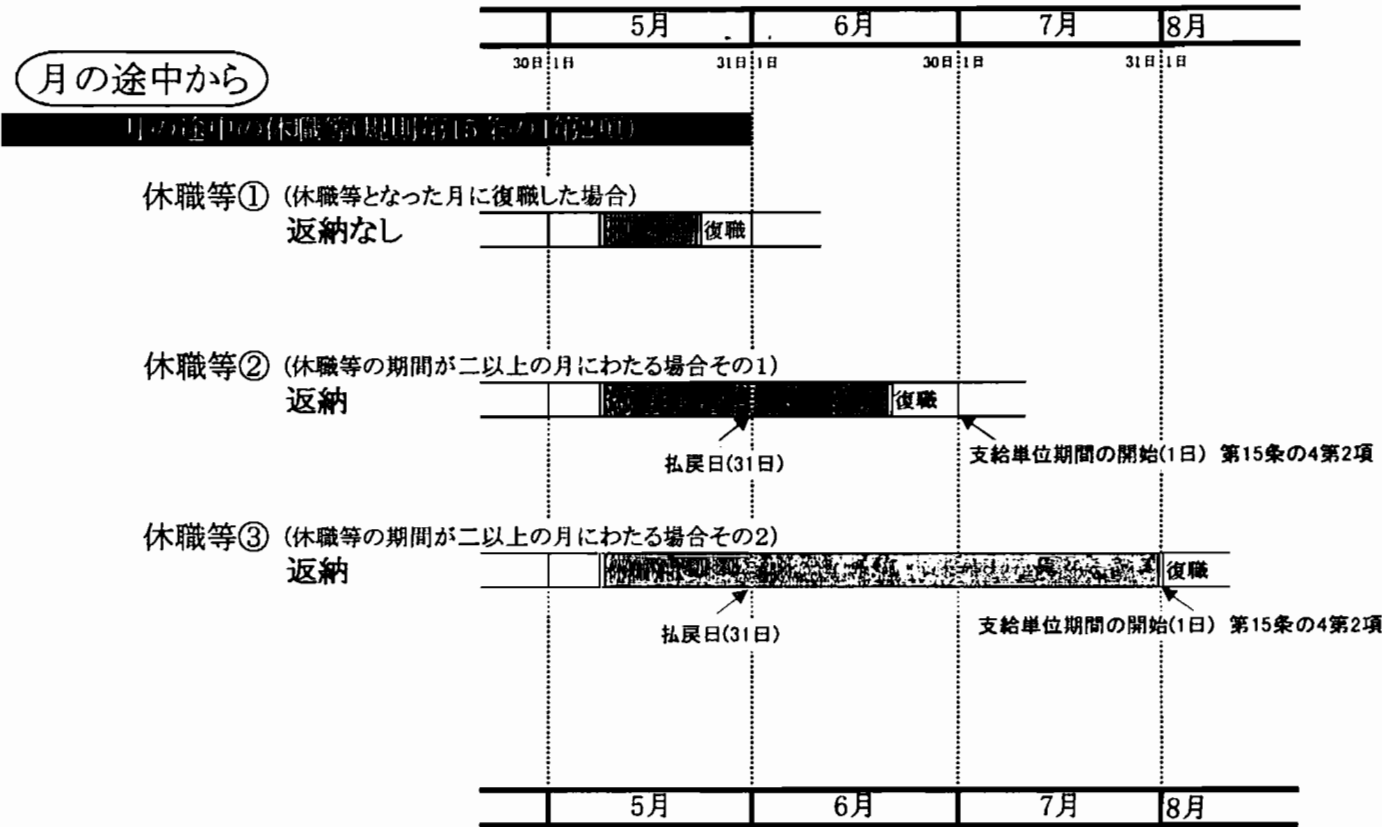
初日から 返納事由：第4号

払戻日 休職等開始の前月末

復職

支給単位期間の開始 復職の月

支給単位期間を4月からの6箇月と設定すると



月の初日から

月の初日から開始する休職等(規則第15条の4第3項)

休職等④ (休職等となった月に復職した場合)

返納なし



休職等⑤ (月の初日から全日数通勤なしの場合その1)

返納



払戻日(30日)

支給単位期間の開始(1日) 第15条の4第3項

休職等⑥ (月の初日から前日数通勤なしの場合その2)

返納



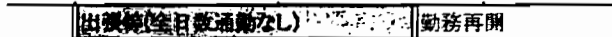
払戻日(30日)

支給単位期間の開始(1日) 第15条の4第3項

月の全日数長期出張等(規則第15条の4第3項)

全日数①

返納

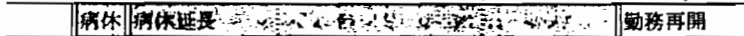


払戻日(30日)

支給単位期間の開始(1日) 第15条の4第3項

全日数② (病休の延長等月の全部を通勤しなくなる予見がたい場合)

返納

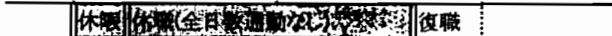


払戻日(30日)

支給単位期間の開始(1日) 第15条の4第3項

全日数③

返納

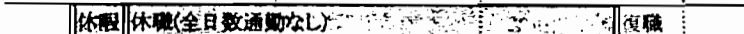


払戻日(30日)

支給単位期間の開始(1日) 第15条の4第3項

全日数④ (休職の期間が二以上の月にわたる場合)

返納



払戻日(30日)

支給単位期間の開始(1日) 第15条の4第3項

30日 1日 31日 1日 30日 1日 31日 1日

5月 6月 7月 8月

返納事例

取扱い例をもとに事例検証してみましょう

規則第 15 条の 2 により返納となる場合の提出書類について 平成 16 年 6 月 1 日付け仙教号外より

- ① 給与特例計算報告書
- ② 通勤届の写し（返納に係る認定部分）
- ③ 出勤簿・辞令等の写し（休暇・休職等の状況がわかるもの）
- ④ 通勤手当返納額計算書

事例 1 月の中途からの休職等（規則第 15 条の 2 第 1 項第 3 号）

最初の支給単位期間： 平成 17 年 4 月 1 日から 6 ヶ月

通勤手当： JR 仙台－岩沼 45,360 円（6 箇月定期券） 参考：9,450 円（1 箇月定期券）

休職期間： 平成 17 年 5 月 16 日～平成 17 年 7 月 24 日

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
	休職	休職	休職	復職
6 箇月分の手当の支給		返納		支給単位期間の開始 本人申請印不要

返納事由発生月の末日：5 月末日

払戻して得られる額＝定期券発売額（→支給単位期間における手当額）－（使用済月数×定期運賃）－手数料

$$\begin{aligned}
 &= \overset{\text{6 箇月定期券の額}}{45360 \text{ 円}} - (\overset{\text{2 月}}{2} \times \overset{\text{1 箇月定期券の額}}{9450 \text{ 円}}) - \overset{\text{手数料定額}}{210 \text{ 円}} \\
 &= \underline{26,250 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

事例 2 長期出張等月の全日にわたって通勤しない場合（規則第 15 条の 2 第 1 項第 4 号）

最初の支給単位期間： 平成 17 年 4 月 1 日から 6 ヶ月

通勤手当： JR 仙台－岩沼 45,360 円（6 箇月定期券） 参考：9,450 円（1 箇月定期券）

休暇：平成 17 年 5 月 1 日～平成 17 年 6 月 12 日

休職：平成 17 年 6 月 13 日～平成 17 年 8 月 14 日

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
	休暇	休職	休職	復職
6 箇月分の手当の支給	返納			支給単位期間の開始 本人申請印不要

返納事由発生月の末日：4 月末日

払戻して得られる額＝定期券発売額（→支給単位期間における手当額）－（使用済月数×定期運賃）－手数料

$$\begin{aligned}
 &= \overset{\text{6 箇月定期券の額}}{45360 \text{ 円}} - (\overset{\text{1 月}}{1} \times \overset{\text{1 箇月定期券の額}}{9450 \text{ 円}}) - \overset{\text{手数料定額}}{210 \text{ 円}} \\
 &= \underline{35,700 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

事例 1

17年 5 月 分

給与特例計算報告書

預算主務課					
教職員課					
5	2	1	5	0	0

(17年 5月実績)

(所属長) 〇〇市立宮城小学校
校長 〇〇 〇〇

印

カ一ド No	所属コード	氏 名		区 分	支出科目		給 料		通勤 手当		手 当	
		職 員 番 号			金 額	項 目	金 額		金 額		金 額	
				正 規	01100201				19,110			
	宮城小学校	仙台 太郎		支給済額					45,360			
K31	1234563401020001			追加又は戻入額	01100201			△	26,250			

手当		給 支 給 額		控 除 金						控除金計		現金支給額		受領印
金額	金額	共済短期掛金	共済長期掛金	共済貸付金	所得稅	住民稅	控除金計	現金支給額						
													</	

理由及び算出基礎 (事実発生年月日 平成17年 5月16日)

H17.5.16～H17.7.24まで〇〇〇による休職で全日教通勤しないこととなることから返納するもの。

支給済額: 45,360円 (6箇月定期の額)

4.5月分挡: $9.450\text{円} \times 2 = 18.900$

私度手数料: 210円

$$\text{返納額} = 45,360 - (18,900 + 210) = \underline{26,250}$$

通勤手当返納額計算書

所 属 名	宮城小学校	氏 名	仙台 太郎
所属コード	123456	期 間 番 号	3401020001

1 現在の協定の状況

番号	通勤方法	区間	乗車券の種類	支給単位	支給開始月	金額	直近の支給月	備 考
1	徒歩	自宅～仙台駅				0		
2	JR	仙台駅～岩沼駅	定期券(6箇月)	6	4	45,360	H17.4	
3	徒歩	岩沼駅～学校				0		
1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等との合計が55,000円を超える場合								

1 毎月当たりの運賃等相当額と自動車等との合計が55,000円を超える場合

2 返納事由及び事由発生日(規則第15条の2)

事由	労働等（第1項第1号）	通勤経路等の変更（第1項第2号）	休憩等 ※7（第1項第3号）	工長期出張等（第1項第4号）
上記事由の 発生日	年 月 日	年 月 日	平成17年5月16日	年 月 日
返納事由の 発生日 （第2項）	事由が生じた日の属する月 年 月	通勤手当の額が改定される月の前月 年 月	休憩等が開始した日の属する月 平成17年5月	通勤しないこととなる月の前月※2 年 月

④添付資料

- ・休職等の辞書の写
- ・通勤路の写（イに該当する場合は新たな路の写を含む）

※1 二以上の月にわたる休職等の場合であっても、その前に休職等で月の全部を通勤しないこととなる場合はエ（第1項第4号）の事由に該当するため、該当条項についてはよく確認すること。

※2 休暇期間の延長等、通勤しないこととなることがその月の前月まで予見しがたいことが相当と認められる場合に合っては、当該通勤しないこととなる月、

3 返納額

(1) 55,000円以下の場合

返納事由		払戻対象交通機関	返納額
		該当交通機関の番号(上記1の番号)	事由発生日(上記2)の末日に定期券の払戻をしたものとして得られる額(上記1の番号ごとに記入)
アウ 工の 場合	すべて	1	0円
	の交通	2	45,360-(2×9,450)-210=26,250円
	機関	3	0円
イの 場合	該当する交通機関※3		

※3 改定後の合計額が55,000円を超える場合はすべての交通機関

(2) 55,000円を超える場合

区分	返納額	
	計算方法	返納額の計算
交通機関及び 自家用車等の併用者	①又は②のいずれか低廉な額	①の額
	① 1 歳月当りの運賃相当額 × (乗車 支給単位期間の月数)	②の額
	② 事由発生月の末日までの払戻相当額	
	・ 未定用定額等の価格	
	・ 開設乗車券等 × 月数	
交通機関等 のみ利用者	・ 自転車等の額 × 月数	返納額
	上記①の額	円

返納額	26,250	円
-----	--------	---

事例2

17年 5月分

給与特例計算報告書

予算主務課
教職員課
5215100

(17年 4月実績)

(所属長) 〇〇市立宮城小学校
校長 〇〇 〇〇

印

カード No	所属コード	氏 名 職 員 番 号	区 分	支出科目 金 額	給 料 金 額	通 勤 金 額	手 当 金 額	手 当 金 額	手 当 金 額
			正 規 支 給 額	01100201		9,660			
			支 給 額			45,360			
K31	1234563	401020001	追加又は 異 入 額	01100201		Δ 35,700			

手 当 金 額	給 料 金 額	通 勤 金 額	手 当 金 額	手 当 金 額	手 当 金 額	手 当 金 額	手 当 金 額	手 当 金 額	手 当 金 額	受 領 印
	9,660								9,660	
	45,360								45,360	
Δ	35,700								Δ 35,700	

理由及び算出基礎 (事実発生年月日 平成17年 5月 1日)

H.17.5.1~17.6.12 休暇, H.17.6.13~17.8.14 休職により、全日数通勤しないこととなることから
返納するもの。

支給済額: 45,360円(6か月定期の額)

4月分手当: 9,450円

私度手数料: 210円

返納額 = 45,360 - (9,450 + 210) = 35,700

通勤手当返納額計算書

所 属 名	宮城小学校	氏 名	仙 台 太 郎
所 属 コード	123456	職 員 番 号	3401020001

1. 現在の認定の状況

番号	通勤方法	区 間	乗車券の種類	支給単位	支給開始月	金額	直近の支給月	備 考
	徒歩	自宅~仙台駅				0		
	JR	仙台駅~岩沼駅	定期券(6箇月)	6	4	45,360	H17.4	
	徒歩	岩沼駅~学校				0		
1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等との合計が55,000円を超える場合								

2. 返納事由及び事由発生月(規則第15条の2)

事由	ア 離職等 (第1項第1号)	イ 通勤経路等の変更 (第1項第2号)	ウ 休職等 ※1 (第1項第3号)	エ 長期出張等 (第1項第4号)
上記事由の 発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	平成17年5月1日
返納事由の 発生月 (第2項)	事由が生じた日の属する月 年 月	通勤手当の額が改定される月の前月 年 月	休職等が開始した日の属する月 年 月	通勤しないこととなる月の前月※2 平成17年4月

◎添付資料
・休職等の辞書の写
・通勤経路の写 (イに該当する場合は新たな
届の写を添付)

※1 二以上の月にわたる休職等の場合であっても、その前に休職等で月の全部を通勤しないこととなる場合はエ(第1項第4号)の事由に該当するため、該当条項についてはよく確認すること。

※2 休職期間の延長等、通勤しないこととなるのがその月の前月まで予見しがたいことが相当と認められる場合に合っては、当該通勤しないこととなる月。

3. 返納額

(1) 55,000円以下の場合

返納事由	払戻対象交通機関 番号(上記1の 番号)	返納額 事由発生月(上記2)の末日に定期券の払戻をした ものとして算出される額 (上記1の番号ごとに記入)
ア 全ての交通機関	1	0円
イ 該当する交通機関※3	2	45,360 - (1 × 9,450) - 210 = 35,700円
	3	0円

※3 改定後の合計額が55,000円を超える場合はすべての交通機関

(2) 55,000円を超える場合

区分	計算方法	返納額の計算
交通機関及び 自動車等の利用者	①又は②のいずれか低額な額	①の額
	① 1 箇月当たりの運賃相当額 × (最長) 支給単位期間の月数	②の額
	② 事由発生月の末日までの払戻相当額 ・ 未使用定期券の額 ・ 回数乗車券等 × 残月数 ・ 自動車等の額 × 残月数	返納額
	交通機関等のみ利用者	上記①の額
		返納額

返納額 35,700 円

参考資料

交通機関の定期券の払戻手数料等について

【ＪＲ】

定期券

不要となった定期券は、有効期間が1ヵ月以上残っている場合に限って払いもどしいたします。この場合の払いもどし額は、発売額からすでにお使いになった月数分(1ヵ月に満たない日の端数は1ヵ月とします)の定期運賃と手数料210円を差し引いた残額です。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払戻額＝定期券発売額－(使用済月数×定期運賃)－手数料 210 円

【仙台市営地下鉄・バス】

定期券が不要になったとき

発売窓口にて備え付けの払戻申請書でお申し出ください。定期券を忘れずにお持ちください。使用済日数に相当する普通運賃を差し引いた額を払戻しいたします。

(払戻手数料＝バス及び連絡定期500円、地下鉄定期200円)

※バス営業所及び出張所では払戻し処理ができません。乗車券発売所にお申し出ください。

高速自動車国道等の利用に係る通勤手当の取扱い

1. 認定の要件

- (1) 通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その料金を負担することを常例としている職員で、その利用により通勤時間が30分以上短縮され、かつ以下のア又はイに該当する職員。
 - ア 高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上である職員
 - イ 高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上である職員
- (2) 上記の基準の判定については、往路及び復路おのおのについて行い、片道のみ該当基準を満たす場合は片道のみ認定となる。
- (3) 高速自動車国道等の利用区間については、居住地及び勤務公所の最寄りのインターチェンジ間を利用することを原則とするが、この区間の範囲内において基準を満たす場合については利用する区間を短縮することができる。
- (4) 「高速自動車国道等を片道のみ利用する場合」及び「高速自動車国道等の利用区間が往路と帰路で異なる場合」における通勤の経路及び方法については、往路と帰路を異にすることができる。
- (5) 通勤時間の確認については、職員の通勤経路の実情を考慮し、次のいずれかによるものとする。
 - ① 職員以外の給与事務担当者等による実地調査に基づく所要時間
 - ② 「道路時刻表」及び「道路交通センサス」等に基づく所要時間
 - ③ 法定最高速度に基づく所要時間
 - ④ その他正確性及び客観性のある資料等に基づく所要時間

2. 支給額の算出

- (1) 高速自動車国道等を利用する者の運賃相当額は、運賃等の額で最も低廉なものの総額から通勤21回分の高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額の2分の1の額を減じて得た額とする。
- (2) 高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額の算出に当たっては、次に掲げるもののうち、1回当たりの料金が最も低廉となるものを基礎とする。
 - ① 通勤21回分の料金の額の範囲内で購入可能な一般的に利用し得るハイウェイカード
 - ② 通勤21回分の料金の額の範囲内で購入可能な一般的に利用し得る回数券
 - ③ ETCを利用する職員で、通勤21回分の料金の額の範囲内で申込み可能なETC前払割引（平成17年12月20日をもって廃止）
 - ④ ETCを利用する職員で、通勤21回分の料金の額の範囲内で適用可能なETCマイレージサービス（平成18年1月から改定）
 - ⑤ ETC通勤割引を適用される職員で、通勤21回分の料金の額の範囲内で申込み可能なETC前払割引及びETC通勤割引（平成17年12月20日をもって廃止）
 - ⑥ ETC通勤割引を適用される職員で、ETC通勤割引及び通勤21回分の料金の額の範囲内で適用可能なETCマイレージサービス（平成18年1月から改定）

運賃等相当額の算出方法

・ハイウェイカード・回数券・ETC前払割引利用の場合

- ◎高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額（A）
＝利用1回当たりの料金×2回（往復）×21回×割引率
（片道のみ利用の場合は×1回で算出する）

・ETCマイレージサービス利用の場合

- ◎高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額（A）
＝利用1回当たりの料金×2回（往復）×21回－還元額
（片道のみ利用の場合は×1回で算出する）

※還元額の計算方法

・高速自動車国道の場合

- 利用1回当たりの料金／50円×2回×21回
（片道のみ利用の場合は×1回で算出する）

・一般有料道路の場合

- 利用1回当たりの料金／100円×2回×21回
（片道のみ利用の場合は×1回で算出する）

※100ポイント未満の端数は切り捨て

- ・ ETCマイレージサービスとETC通勤割引利用の場合
◎高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額（A）

$$= \left[\begin{array}{c} \text{ETC通勤割引対象となる} \\ \text{利用1回当たりの料金} \end{array} \times 0.5 + \begin{array}{c} \text{ETC通勤割引対象とならない} \\ \text{利用1回当たりの料金} \end{array} \right] \times 2 \text{回} \times 21 \text{回} - \text{還元額}$$

（片道のみ利用の場合は×1回で算出する）

※ETC通勤割引の対象となる高速自動車国道等の利用1回当たりの料金に0.5を乗じたものに100未満の端数があるときは、24捨25入により50円単位とする。

（1円～24円⇒0円 25円～74円⇒50円 75円～99円⇒100円）

・運賃等相当額＝（A＋他の交通機関等の運賃等に相当する額）－（A×1/2）

なお、現行のハイウェイカードでは10,000円が最高額であるが、既に平成17年9月15日で発売が終了しており、平成18年4月1日からは使用も終了するので、今後この取扱も改正（廃止）されることとなるであろう。

また、仙台東部道路・三陸自動車道・仙台北部道路・仙台南部道路（山田I.C～若林J.C.Tのみ）については当面の間回数券の販売・利用が継続されているので、算出の際は注意が必要である。

（3）通勤手当額の算出方法

高速自動車国道等を利用する場合における規則別表第一（普通自動車等の距離別支給月額）、及び別表第二（普通自動車等以外の自動車等の距離別支給月額）の使用距離については、認定する高速自動車国道等の区間を利用する場合における一般的に利用し得る最短の経路の長さによる。

◎自動車等の使用距離に応じた額と運賃等相当額の合計≤55,000円の場合

自動車等の使用距離に応じた額＋運賃等相当額

◎自動車等の使用距離に応じた額と運賃等相当額の合計＞55,000円の場合

55,000円＋（自動車等の使用距離に応じた額＋運賃等相当額－55,000円）×1/2

※上限は65,000円とする。

3. 高速自動車国道等利用届

高速自動車国道等の利用に係る認定を受けようとする職員は、通勤届に高速自動車国道等利用届を添付する。

4. 事後の確認

（1）高速自動車国道等の利用に係る認定を受けた職員は、毎月高速自動車国道等利用実績簿に当月分の利用状況等を記入し、領収書等貼付の上、翌月の初日までに所属長に提出する。

ETC利用の場合は、ETC利用照会サービスにアクセスし、ETC利用明細書をプリントアウトしたもので確認する。ホームページアドレスは以下の通り。

<http://www.etc-user.jp/>

（2）所属長は（1）の高速自動車国道等利用実績簿により、当該職員が月の1日から末日までの間において以下のア～カに掲げる日に該当しない日のうち、届出内容どおり通勤に高速自動車国道等を2分の1以上利用していることを確認する。

なお、往復とも高速自動車国道等により認定を受けている職員については、往路・復路それぞれにおいて2分の1以上利用していることを確認する。

ア 週休日

イ 休日

ウ 年次有給休暇・病気休暇・特別休暇及び介護休暇により勤務しないこととなる日

エ 出張や研修のため、通勤に高速自動車国道等を利用しない日

オ 悪天候や事故により、利用する高速自動車国道等の区間の一部又は全部が通行止めとなった日

カ アからオまでの他、通勤しないこととなる日

※計算式は以下の通り

$$\frac{\text{利用した日}}{\text{（月の日数－ア－イ－ウ－エ－オ－カ）}} = \frac{\text{日}}{\text{日}} \quad \{ \geq \cdot < \} \quad 1/2$$

※運用通知第16条関係第2項第4号から第6号とは、上記のエ・オ・カであり、実績簿の「号該当」の欄には該当する事項と理由を記入する。

（3）（2）において、利用状況が月の2分の1未満である場合には、通勤の経路及び方法の変更により減額改定し、手当返納等の手続を速やかに行う。

なお、この場合、事実の生じた日は利用状況が月の2分の1未満であった月の初日となる。

参考

(1) ETC通勤割引の対象となる条件

- ① ETCが整備されている入口料金所をETC無線通信により走行すること。
- ② 午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に入口料金所又は出口料金所を通過すること。(割引の適用は午前・午後それぞれ1回目までとなる。)
- ③ 1回の走行距離が100km以内であること。(総走行距離は下記の割引対象外の道路を含めた距離)

(2) ETC通勤割引の対象となる高速自動車国道等

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路(旧日本道路公団は平成17年10月1日に分割・民営化され、東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社の3社になった)

(3) ETC通勤割引の対象外

① 以下に掲げる県内の一般有料道路を利用する場合

- ・ 仙台東部道路(亘理I.C～仙台港北I.C)
- ・ 三陸自動車道[仙塩道路](仙台港北I.C～利府中I.C)
- ・ 三陸自動車道[仙台松島道路](利府中I.C～鳴瀬奥松島I.C)
- ・ 三陸自動車道[矢本石巻道路](鳴瀬奥松島I.C～石巻港本線料金所)
- ・ 仙台北部道路(利府J.C.T～利府しらかし台I.C)
- ・ 仙台南部道路(若林J.C.T～仙台南I.C)

② 入口にETCが整備されていない料金所から利用する場合

- ・ 三陸自動車道利府中I.C・松島海岸I.C・松島大郷I.C・松島北I.C・鳴瀬奥松島I.C

ただし、これらのI.CはETCの設置工事中で、平成18年4月から利用開始予定である。

③ 割引対象となる高速道路(東北道)と一体的に料金を支払う一般有料道路等の割引対象外となる区間も含めて(仙台南I.Cでの仙台南部道路と相互乗り入れすること)、片道の総走行距離が100kmを超える場合。

(4) ETCマイレージ割引について

- ・ 高速国道の利用50円につき1ポイント(50円に満たない端数にはポイントなし)
- ・ 一般有料道路の利用100円につき1ポイント(100円に満たない端数にはポイントなし)
- ・ 仙台南部道路と三陸自動車道(利府中I.C～鳴瀬奥松島I.C)はポイントの対象外
- ・ 東北自動車道とそれ以外の一般有料道路ではポイントの還元割合が異なるため、またがって利用する場合の認定はそれぞれ異なる割引率にて算出する。

◎ 高速自動車国道(東北自動車道)の場合

利 用 額	ポイントの交換単位	還元額(無料通行分)
5,000円	100ポイント	200円分
10,000円	200ポイント	500円分
30,000円	600ポイント	2,500円分
50,000円	1,000ポイント	8,000円分

◎ 一般有料道路(仙台東部道路・仙台北部道路・三陸自動車道)の場合

利 用 額	ポイントの交換単位	還元額(無料通行分)
10,000円	100ポイント	200円分
20,000円	200ポイント	500円分
60,000円	600ポイント	2,500円分
100,000円	1,000ポイント	8,000円分

・ 還元額の求め方の例

東北自動車道を片道2,300円で往復ともETCマイレージサービス適用の場合

$2,300円 / 50円 \times 2 \times 21回 = 1,932ポイント \approx 1,900ポイント$

この場合 $1,000 + 600 + 200 + 100 = 1,900ポイント$ と計算する

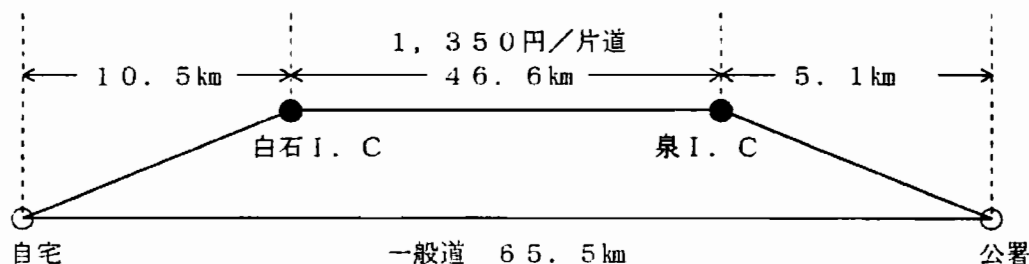
よって還元額は $8,000円 + 2,500円 + 500円 + 200円 = 11,200円$ となる

(5) 東北道と仙台南部道路・仙台東部道路・三陸道をまたいで利用する場合の料金の算出方法

- ・ 仙台南I.Cから仙台南部道路方面への料金・・・利用区間全体の料金から東北道の利用I.Cと東仙台南I.Cまでの料金を差し引いた残額
- ・ 仙台南I.C～若林J.C.Tの料金・・・600円
- ・ 若林J.C.Tから仙台東部道路方面への料金・・・全体の料金から東北道分と南部道路分を差し引いた残額

【事例1】

白石市内の自宅から富谷町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ハイウェイカード利用)



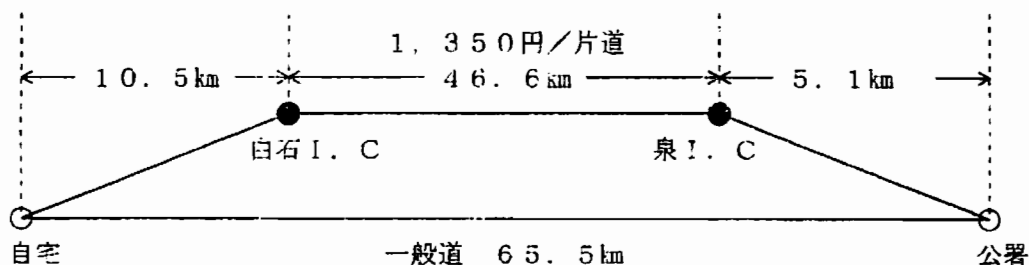
- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 65.5 km 120分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 62.2 km 60分(60分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 62.2 km → 33,000円
- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額
 $1,350 \text{円} \times 2 \times 21 \times 10,000 / 10,500 = 54,000 \text{円}$
- ・運賃等相当額(通行料金部分)
 $(1,350 \text{円} \times 2 \times 21 \times 10,000 / 10,500) - (1,350 \times 2 \times 21 \times 10,000 / 10,500 \times 1/2) = 27,000 \text{円}$
 (注) $1,350 \text{円} \times 2 \times 21 = 56,700 \text{円}$ となり、56,700円で購入可能な10,000円の
 ハイウェイカード利用が最も低廉となる。
 手当額は $33,000 \text{円} + \{(33,000 + 27,000 - 55,900 \text{円}) \times 1/2\} = 57,500 \text{円}$

【事例2】

白石市内の自宅から富谷町内の公署へ往路のみ高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ハイウェイカード利用)



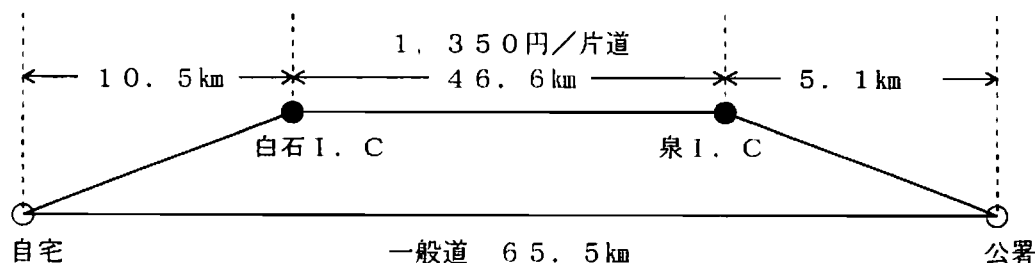
- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 65.5 km 120分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 62.2 km 60分(60分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 $(62.2 \text{ km} + 65.5 \text{ km}) \div 2 = 63.8 \text{ km} \rightarrow 33,000 \text{円}$
- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額
 $1,350 \text{円} \times 21 \times 10,000 / 10,500 = 27,000 \text{円}$
- ・運賃等相当額(通行料金部分)
 $(1,350 \text{円} \times 21 \times 10,000 / 10,500) - (1,350 \times 21 \times 10,000 / 10,500 \times 1/2) = 13,500 \text{円}$
 (注) $1,350 \text{円} \times 21 = 28,350 \text{円}$ となり、28,350円で購入可能な10,000円の
 ハイウェイカード利用が最も低廉となる。
 手当額は $33,000 \text{円} + 13,500 \text{円} = 46,500 \text{円}$

【事例3】

白石市内の自宅から富谷町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ETC前払割引利用)



- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 65.5 km 120分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 62.2 km 60分 (60分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 62.2 km → 33,000円

- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額

$$1,350円 \times 2 \times 21 \times 50,000 / 58,000 = 48,879円$$

- ・運賃等相当額 (通行料金部分)

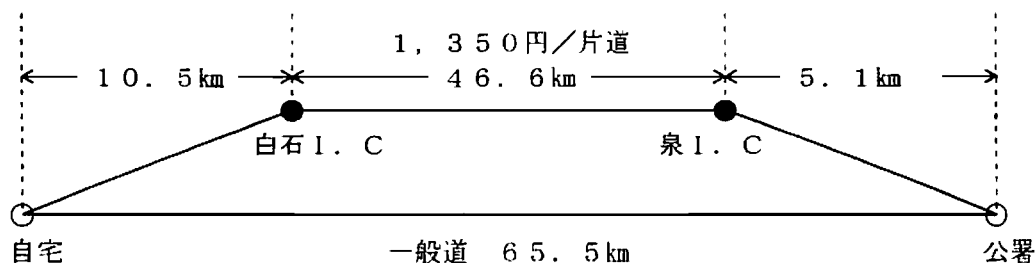
$$(1,350円 \times 2 \times 21 \times 50,000 / 58,000) - (1,350 \times 2 \times 21 \times 50,000 / 58,000 \times 1/2) = 24,440円$$

(注) 1,350円 $\times 2 \times 21 = 56,700$ 円となり、56,700円で申込み可能な50,000円のETC前払割引利用が最も低廉となる。

$$\text{手当額は} 33,000円 + \{(33,000 + 24,440 - 55,000円) \times 1/2\} = 56,220円$$

【事例4】

白石市内の自宅から富谷町内の公署へ往路のみ高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ETC前払割引利用)



- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 65.5 km 120分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 62.2 km 60分 (60分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 (62.2 km + 65.5 km) $\div 2 = 63.8$ km → 33,000円

- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額

$$1,350円 \times 21 \times 10,000 / 10,500 = 27,000円$$

- ・運賃等相当額 (通行料金部分)

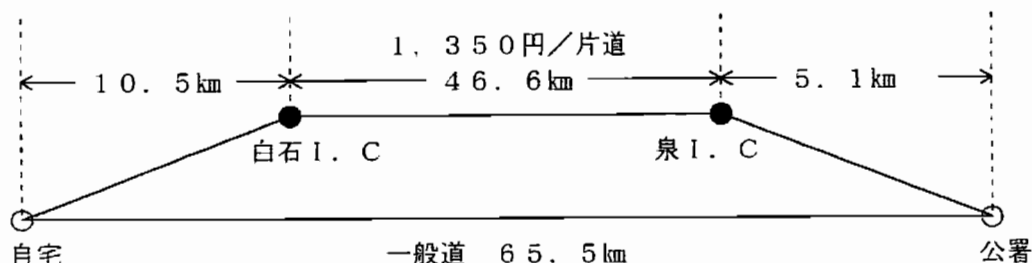
$$(1,350円 \times 21 \times 10,000 / 10,500) - (1,350 \times 21 \times 10,000 / 10,500 \times 1/2) = 13,500円$$

(注) 1,350円 $\times 21 = 28,350$ 円となり、28,350円で申込み可能な10,000円のETC前払割引利用が最も低廉となる。

$$\text{手当額は} 33,000円 + 13,500円 = 46,500円$$

【事例5】

白石市内の自宅から富谷町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ETC通勤割引及びETC前払割引利用)



- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 65.5 km 120分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 62.2 km 60分 (60分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 62.2 km → 33,000円

- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額

$$1,350円 \times 1/2 \times 2 \times 21 \times 10,000 / 10,500 = 28,000円$$

- ・運賃等相当額 (通行料金部分)

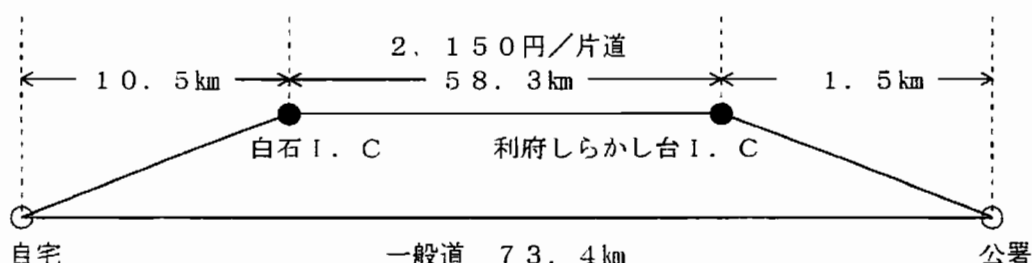
$$(1,350円 \times 1/2 \times 2 \times 21 \times 10,000 / 10,500) - (1,350円 \times 1/2 \times 2 \times 21 \times 10,000 / 10,500 \times 1/2) = 14,000円$$

(注) $1,350円 \times 1/2 = 675円 \approx 700円$ $700円 \times 2 \times 21 = 29,400円$ となり、29,400円で申込み可能な10,000円のETC前払割引利用が最も低廉となる。

手当額は33,000円 + 14,000円 = 47,000円

【事例6】

白石市内の自宅から利府町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ETC通勤割引及びETC前払割引利用)



- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 73.4 km 140分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 70.3 km 70分 (70分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 70.3 km → 33,000円

- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額

$$(850円 \times 1/2 + 1,300円) \times 2 \times 21 \times 50,000 / 58,000 = 63,362円$$

(注) 白石 I.C. ~ 仙台南 I.C. (ETC通勤割引適用) 片道850円 $850円 \times 1/2 = 425円 \approx 450円$
仙台南 I.C. ~ 利府しらかし台 I.C. (ETC通勤割引対象外) 片道1,300円

- ・運賃等相当額 (通行料金部分)

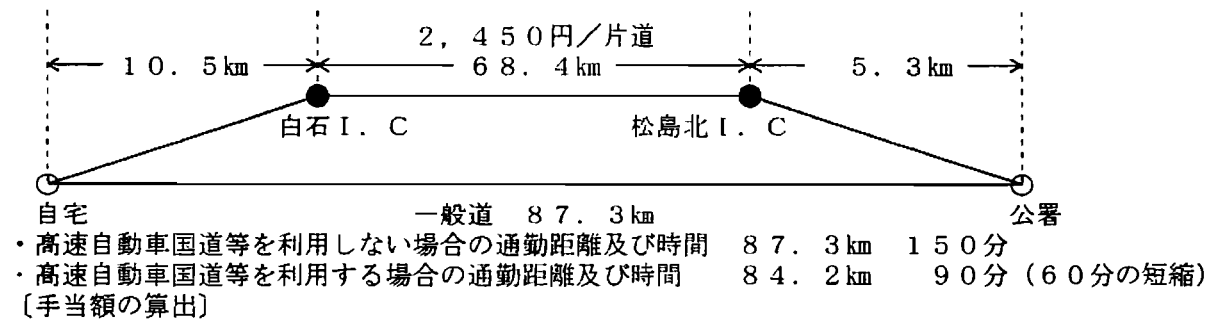
$$\{(850円 \times 1/2 + 1,300円) \times 2 \times 21 \times 50,000 / 58,000\} - \{(850円 \times 1/2 + 1,300円) \times 2 \times 21 \times 50,000 / 58,000\} \times 1/2 = 31,681円$$

(注) $(850円 \times 1/2 + 1,300円) \times 2 \times 21 = 73,500円$ となり、73,500円で申込み可能な50,000円のETC前払割引利用が最も低廉となる。

手当額は55,000円 + $\{(33,000 + 31,681 - 55,000円) \times 1/2\} = 59,840円$

【事例7】

白石市内の自宅から松島町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(片道のみETC通勤割引及び往復ともETC前払割引利用)

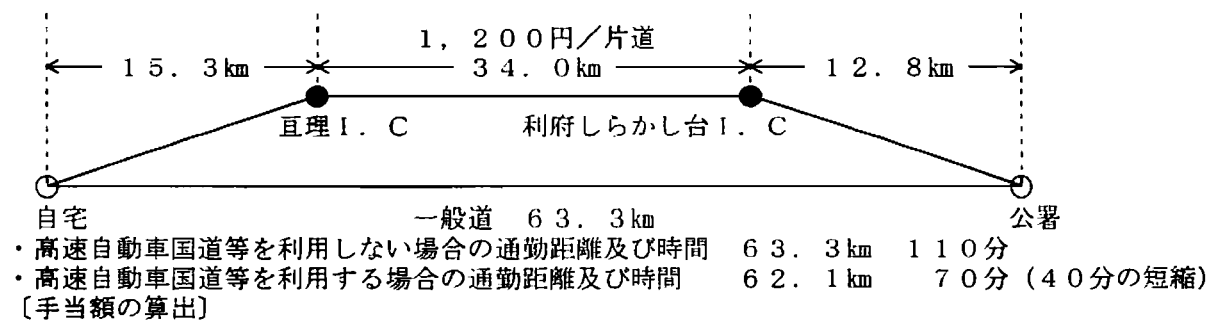


〔手当額の算出〕

- ・別表第1 84.2 km → 33,000円
- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額
 $\{(850円 \times 1/2 + 1,600円) + 2,450円\} \times 21 \times 50,000/58,000 = 81,465円$
 (注) 往路白石I.C → 仙台南I.C (ETC通勤割引適用) 片道850円 $850円 \times 1/2 = 425円 \div 450円$
 仙台南I.C → 松島北I.C (ETC通勤割引対象外) 片道1,600円
 復路松島北I.C → 仙台南I.C (ETC通勤割引対象外) 片道1,600円
 仙台南I.C → 白石I.C (ETC通勤割引適用なし) 片道850円
 ※松島北I.CにはETCが設置されていないので、復路で白石I.Cを午後5時から午後8時の間に通過してもETC通勤割引の適用にはならない。
- ・運賃等相当額 (通行料金部分)
 $(850円 \times 1/2 + 1,600円 + 2,450円) \times 21 \times 50,000/58,000$
 $- (850円 \times 1/2 + 1,600円 + 2,450円) \times 21 \times 50,000/58,000 \times 1/2 = 40,733円$
 (注) $850円 \times 1/2 + 1,600円 + 2,450円 \times 21 = 94,500円$ となり、94,500円で申込み可能な50,000円のETC前払割引利用が最も低廉となる。
 手当額は55,000円 + $\{(33,000 + 40,733 - 55,000円) \times 1/2\} = 64,366円$

【事例8】

山元町内の自宅から大和町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合 (回数券利用)



〔手当額の算出〕

- ・別表第1 62.1 km → 33,000円
- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額
 $1,200円 \times 2 \times 21 \times 12,240/13,200 = 46,734円$
- ・運賃等相当額 (通行料金部分)
 $(1,200円 \times 2 \times 21 \times 12,240/13,200) - (1,200円 \times 2 \times 21 \times 12,240/13,200 \times 1/2) = 23,367円$
 (注) 1,200円 $\times 2 \times 21 = 50,400円$ となるが、この区間には回数券が発売されており、50,400円で購入可能なのは10,000円のハイウェイカードか12,240円の数回券となる。
 この場合、ハイウェイカードが10,000/10,500 = 0.952、回数券が12,240/13,200 = 0.927の割引率となり、回数券の方が割引率が高いため、12,240円の数回券利用が最も低廉となる。
 ちなみに、10,000円のハイウェイカード利用の場合の運賃等相当額は
 $(1,200円 \times 2 \times 21 \times 10,000/10,500) - (1,200円 \times 2 \times 21 \times 10,000/10,500 \times 1/2) = 24,000円$
 50,000円のETC前払割引利用の場合の運賃等相当額は
 $(1,200円 \times 2 \times 21 \times 50,000/58,000) - (1,200円 \times 2 \times 21 \times 50,000/58,000 \times 1/2) = 21,724円$
 となり、本来ならばETC前払割引が最も低廉 (割引率0.862) となる。
 手当額は55,000円 + $\{(33,000 + 23,367 - 55,000円) \times 1/2\} = 55,683円$

【事例9】

山元町内の自宅から大和町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ETCマイレージサービス利用)



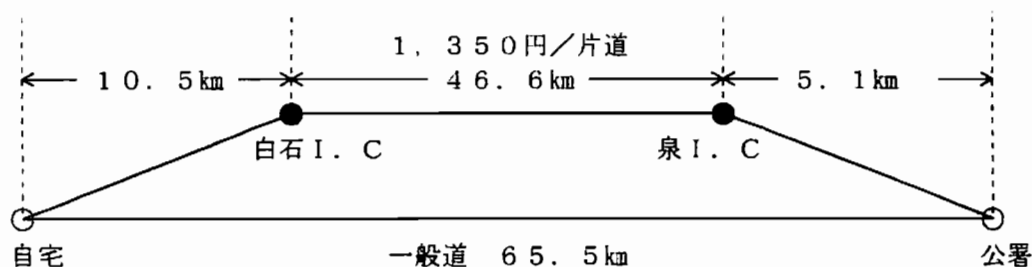
- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 63.3 km 110分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 62.1 km 70分 (40分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 62.1 km → 33,000円
- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額
 $1,200 \text{ 円} / 100 \text{ 円} \times 2 \times 21 = 504 \text{ ポイント}$ ・・・500ポイントの還元額の適用
 $\ast 500 \text{ ポイント} = 200 \text{ ポイント} + 200 \text{ ポイント} + 100 \text{ ポイント}$ と計算する
 よって還元額は500円+500円+200円=1,200円となる
 つまり $1,200 \text{ 円} \times 2 \times 21 \text{ 回} - 1,200 \text{ 円} = 49,200 \text{ 円}$
- ・運賃等相当額 (通行料金部分)
 $49,200 \text{ 円} - (49,200 \text{ 円} \times 1/2) = 24,600 \text{ 円}$
 手当額は $55,000 \text{ 円} + \{(33,000 \text{ 円} + 24,600 \text{ 円} - 55,000 \text{ 円}) \times 1/2\} = 56,300 \text{ 円}$

【事例10】

白石市内の自宅から富谷町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ETCマイレージサービスとETC通勤割引利用)



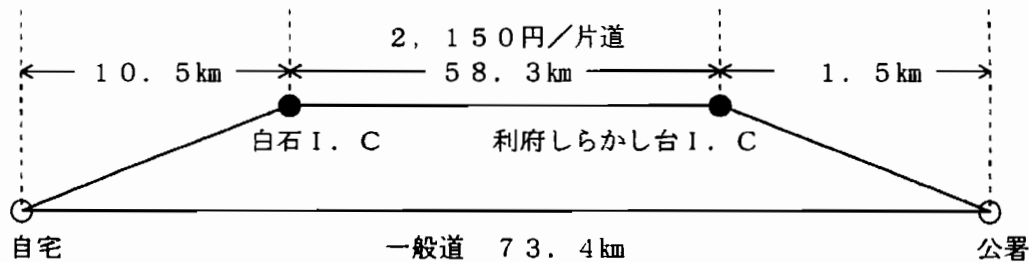
- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 65.5 km 120分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 62.2 km 60分 (60分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 62.2 km → 33,000円
- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額
 $(1,350 \text{ 円} \times 1/2) / 50 \text{ 円} \times 2 \times 21 = 567 \text{ ポイント}$ ・・・500ポイント還元額の適用
 $\ast 500 \text{ ポイント} = 200 \text{ ポイント} + 200 \text{ ポイント} + 100 \text{ ポイント}$ と計算する
 よって還元額は500円+500円+200円=1,200円となる
 つまり $700 \text{ 円} \times 2 \times 21 - 1,200 \text{ 円} = 28,200 \text{ 円}$
 $\ast 1,350 \text{ 円} \times 1/2 = 675 \approx 700 \text{ 円}$
- ・運賃等相当額 (通行料金部分)
 $28,200 \text{ 円} - (28,200 \text{ 円} \times 1/2) = 14,100 \text{ 円}$
 手当額は $33,000 \text{ 円} + 14,100 \text{ 円} = 47,100 \text{ 円}$

【事例11】

白石市内の自宅から利府町内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合
(ETCマイレージサービスとETC通勤割引利用)



- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 73.4 km 140分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 70.3 km 70分 (70分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 70.3 km → 33,000円

- ・高速自動車国道等の利用に係る特別の料金に相当する額

東北自動車道白石I.C.～仙台南I.C.分

$$(850円 \times 1/2) / 50円 \times 2 \times 21 = 336 \text{ ポイント}$$

$$\approx 850円 \times 1/2 / 50円 = 8.5 \text{ ポイント} \approx 8 \text{ ポイント (小数点以下は切り捨て)}$$

仙台東部道路若林J.C.T～仙台北部道路利府しらかし台I.C.分

$$700円 / 100円 \times 2 \times 21 = 294 \text{ ポイント}$$

ポイントの合計

$$336 \text{ ポイント} + 294 \text{ ポイント} = 630 \text{ ポイント} \cdots 600 \text{ ポイント還元額の適用}$$

よって還元額は2,500円となる

$$\text{つまり } (450円 + 600円 + 700円) \times 2 \times 21 - 2,500円 = 71,000円$$

(注) 白石I.C.～仙台南I.C. (ETCマイレージサービス及び通勤割引適用)

$$\text{片道 } 850円 \times 1/2 = 425円 \approx 450円$$

仙台南I.C.～若林J.C.T (ETCマイレージサービス及びETC通勤割引対象外) 片道600円

若林J.C.T～利府しらかし台I.C. (ETCマイレージサービス適用・ETC通勤割引対象外)

片道700円

- ・運賃等相当額 (通行料金部分)

$$71,000円 - (71,000円 \times 1/2) = 35,500円$$

$$\text{手当額は } 55,000円 + (33,000円 + 35,500円 - 55,000円) \times 1/2 = 61,750円$$

所 属		氏 名 氏 員 番 号	
-----	--	----------------	--

規則第9条の規定の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 使用車種、利用道路名

通勤使用車種に係る通行料金区分	利用道路名	利用区間	利用路	通行料金/回	※	1ヶ月の通賃等相当額
☐ 軽自動車等 (小型二輪自動車含む)			往路・帰路・往復	円	任命権者記入欄	(a) 円
			往路・帰路・往復	円		
☐ 普通車			往路・帰路・往復	円		
			往路・帰路・往復	円		

※ 往復利用の場合は、往復分の料金を記入すること

2 往 路

(1) 高速自動車国道等を利用しない場合における通勤手段、経路及び所要時間

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	※ 任命権者記入欄	順路	距 離	所要時間
1		～	. km	分		1	. km	分
2		～	. km	分		2	. km	分
3		～	. km	分		3	. km	分
計			. km	分			km = (b) km	分 = (c) km

(2) 高速自動車国道等を利用した場合における通勤手段、経路及び所要時間

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	※ 任命権者記入欄	順路	距 離	所要時間
1		～	. km	分		1	. km	分
2		～	. km	分		2	. km	分
3		～	. km	分		3	. km	分
4		～	. km	分		4	. km	分
5		～	. km	分		5	. km	分
6		～	. km	分		6	. km	分
計			. km	分			. km = (d)km	分 = (e)km

3 帰 路

(1) 高速自動車国道等を利用しない場合における通勤手段、経路及び所要時間

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	※ 任命権者記入欄	順路	距 離	所要時間
1		～	. km	分		1	. km	分
2		～	. km	分		2	. km	分
3		～	. km	分		3	. km	分
計			. km	分			km = (f)km	分 = (g)km

(2) 高速自動車国道等を利用した場合における通勤手段、経路及び所要時間

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	※ 任命権者記入欄	順路	距 離	所要時間
1		～	. km	分		1	. km	分
2		～	. km	分		2	. km	分
3		～	. km	分		3	. km	分
4		～	. km	分		4	. km	分
5		～	. km	分		5	. km	分
6		～	. km	分		6	. km	分
計			. km	分			. km	分
							= (h) km	= (i) km

通勤経路の略図（経路朱線）

〔届出者の記入上の注意〕

- (1) 「通行料金」欄は、利用区間毎に1回分の料金を記入すること。
- (2) 「通勤方法の別」及び「区間」欄には、一般道、高速自動車国道等の別を上から順路に従い記入すること。
- (3) 往路のみの利用を申請する者は、2に記入すること。高速自動車国道等を利用しない場合の経路が「正当な事由」をもって往路と帰路を異にする者にあつては、3の(i)にも記入すること。
- (4) 帰路のみの利用を申請する者は、3に記入すること。高速自動車国道等を利用しない場合の経路が「正当な事由」をもって往路と帰路を異にする者にあつては、2の(i)にも記入すること。

《 任 命 権 者 記 入 》

1 利用基準等確認欄

区 分		通 勤 距 離		通 勤 時 間		時 間 短 縮 効 果 (3 0 分 以 上)	
高 速 自 動 車 国 道 等 を 利 用 し な い 場 合	往 路	(b) km	☐ 規則第9条 第1号該当 ☐ 非 該 当	(c) 分	☐ 規則第9条 第2号該当 ☐ 非 該 当		
	帰 路	(f) km	☐ 規則第9条 第1号該当 ☐ 非 該 当	(g) 分	☐ 規則第9条 第2号該当 ☐ 非 該 当		
高 速 自 動 車 国 道 等 を 利 用 し た 場 合	往 路	(d) km		(e) 分		(c)-(e) 分	☐ 規則第9条 本文該当 ☐ 非 該 当
	帰 路	(h) km		(i) 分		(g)-(i) 分	☐ 規則第9条 本文該当 ☐ 非 該 当

2 高速自動車国道等を利用しない場合の規則別表第一又は第二の支給月額

$$((b)+(f)) \text{ km} \div 2 = \text{ } \text{ km} \rightarrow \text{ } \text{ 円}$$

3 高速自動車国道等を利用する場合の規則別表第一又は第二の支給月額

イ 往復利用者 $((d)+(h)) \text{ km} \div 2 = \text{ } \text{ km} \rightarrow \text{ } \text{ 円}$

ロ 往路のみ利用者 $((c)+(f)) \text{ km} \div 2 = \text{ } \text{ km} \rightarrow \text{ } \text{ 円}$

ハ 帰路のみ利用者 $((b)+(g)) \text{ km} \div 2 = \text{ } \text{ km} \rightarrow \text{ } \text{ 円}$

4 交通機関利用に係る運賃相当額 $\text{ } \text{ 円}$ 5 高速自動車国道等を利用する場合の通勤手当額 $\text{ } \text{ 円}$

所 属		氏 名 職員番号	
-----	--	-------------	--

高速自動車国道等の利用実績について、「人事委員会規則7-38（通勤手当）の運用について（平成11年2月3日宮人委第325号）」の第16条関係第1項に基づき、下記のとおり提出します。

1 利用道路、区間名等

往 路 ・ 帰 路 の 区 分	利 用 道 路 名	利 用 区 間
往 路 ・ 復 路 (該当するものに○をする)		～
		～
		～

2 利用状況

日 付	週休日・休日・休暇	利 用 した 日	利 用 しない 日	利用しない日のうち運用通知第16条関係第2項第4号から第6号までに該当する日	領 収 書 貼 付 欄
1 日 ()				号該当 ()	
2 日 ()				号該当 ()	
3 日 ()				号該当 ()	
4 日 ()				号該当 ()	
5 日 ()				号該当 ()	
6 日 ()				号該当 ()	
7 日 ()				号該当 ()	
8 日 ()				号該当 ()	
9 日 ()				号該当 ()	
10 日 ()				号該当 ()	
11 日 ()				号該当 ()	
12 日 ()				号該当 ()	
13 日 ()				号該当 ()	
14 日 ()				号該当 ()	
15 日 ()				号該当 ()	
16 日 ()				号該当 ()	
17 日 ()				号該当 ()	

18日()				号該当()	
19日()				号該当()	
20日()				号該当()	
21日()				号該当()	
22日()				号該当()	
23日()				号該当()	
24日()				号該当()	
25日()				号該当()	
26日()				号該当()	
27日()				号該当()	
28日()				号該当()	
29日()				号該当()	
30日()				号該当()	
31日()				号該当()	
計	日(a)	日(b)	日(c)	日(d)	日(e)

備考

〔届出者の記入関係〕

- 1 「往路」または「復路」の別に作成すること。
- 2 「利用道路名」、「区間名」欄には、認定されているすべての高速自動車国道等の名称及び区間を記入すること。
- 3 利用状況は、「週休日・休日・休暇」、「利用した日」又は「利用しない日」のいずれか該当するものに○印を記入すること。
- 4 「利用」とは、認定されたすべての道路及び区間を利用することをいい、一部区間を利用しなかった場合は「利用」とはならないことに注意すること。
- 5 「利用しない日」のうち運用通知第16条関係第2項第4号から第6号までに該当する日」欄には、「人事委員会規則7-38（通勤手当）の運用について（平成11年2月3日宮人委第325号）」第16条関係第2項第4号から第6号に該当する理由により高速自動車国道等を利用しなかった場合に、その該当する事項及びその理由を記入すること。

第4号 出張や研修のため、通勤に高速自動車国道等を利用しない日 第5号 悪天候や事故等により、利用する高速自動車国道等の区間の一部又は全部が通行止めとなった日 第6号 前各号に掲げるもののほか、通勤しないこととなる日	}	運用通知抜粋
--	---	--------
- 6 利用した日の領収書を領収書貼付欄に貼付すること。回数券利用の場合は、回数券購入時の領収書を貼付すること。
- 7 領収書を紛失した場合でも、利用したことが明らかに確認できる場合には、所属長に確認を受けることができる。

〔所属長及び認定権者の確認・決定関係〕

- 1 「利用」の確認は、利用の都度発行される領収書又は回数券購入時の領収書により行うこと。
- 2 職員から「届出者の記入関係7」の申し出があり、利用したことが明らかに確認された時は、利用欄に押印すること。

※任命権者記入欄

$$\frac{(c)}{(a)-(b)-(c)} = \frac{\text{日}}{\text{日}} \quad [\geq \cdot <] \quad 1/2$$

高速自動車国道等の利用実績について、「人事委員会規則7-38（通勤手当）の運用について（平成11年2月3日宮人委第325号）」の第16条関係第2項に基づき、上記のとおり確認した。

年 月 日

確				
認				
欄				

18年 4月 1日提出

所 属	〇〇小学校 ××××××	氏 名 職員番号	△ 3□□□□□□□
-----	-----------------	-------------	---------------

規則第9条の規定の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 使用車種、利用道路名

通勤使用車種に係る通行料金区分	利用道路名	利用区間	利用路	通行料金/回	※	1ヶ月の運賃等相当額
☐ 軽自動車等 (小型二輪自動車含む) ☒ 普通車	東北自動車道	白石I.C～泉I.C	往路・帰路・往復	2,700円	任命権者記入欄 1,350円×2×21日＝ (イ) 54,000円	
			往路・帰路・往復	円		
			往路・帰路・往復	円		
			往路・帰路・往復	円		

※ 往復利用の場合は、往復分の料金を記入すること

2 往 路

(1) 高速自動車国道等を利用しない場合における通勤手段、経路及び所要時間

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	※	順路	距 離	所要時間
1	自家用車	自 宅 ～ 〇〇小学校	65.5km	120分	任命権者記入欄 65.4km = (b) km 125分 = (c) km	1	65.4km	125分
2		～	. km	分		2	. km	分
3		～	. km	分		3	. km	分
計			65.5km	120分				

(2) 高速自動車国道等を利用した場合における通勤手段、経路及び所要時間

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	※	順路	距 離	所要時間
1	自家用車	自 宅 ～ 白石I.C	10.5km	18分	任命権者記入欄 62.1km = (d) km 68分 = (e) km	1	10.4km	20分
2	自家用車	白石I.C ～ 泉I.C	46.6km	30分		2	46.6km	32分
3	自家用車	泉I.C ～ 〇〇小学校	5.1km	12分		3	5.1km	16分
4		～	. km	分		4	. km	分
5		～	. km	分		5	. km	分
6		～	. km	分		6	. km	分
計			62.2km	60分				

3 帰 路

(1) 高速自動車国道等を利用しない場合における通勤手段、経路及び所要時間

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	※	順路	距 離	所要時間
1	自家用車	〇〇小学校 ～ 自 宅	65.5km	130分	任命権者記入欄 65.5km = (f) km 134分 = (g) km	1	65.5km	134分
2		～	. km	分		2	. km	分
3		～	. km	分		3	. km	分
計			65.5km	130分				

(2) 高速自動車国道等を利用した場合における通勤手段、経路及び所要時間

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	※	順路	距 離	所要時間
1	自家用車	〇〇小学校 ～ 泉I.C	5.1km	15分	任命権者記入欄 62.1km = (h) km 73分 = (i) km	1	5.1km	19分
2	自家用車	泉I.C ～ 白石I.C	46.6km	30分		2	46.6km	31分
3	自家用車	白石I.C ～ 自 宅	10.5km	22分		3	10.4km	23分
4		～	. km	分		4	. km	分
5		～	. km	分		5	. km	分
6		～	. km	分		6	. km	分
計			62.2km	67分				



(4) 帰路のみの利用を申請する者は、
路と帰路を異にする者については、
3に記入すること。高速自動車国道等を利用しない場合の経路が「正当な事由」をもって往
2の1)にも記入すること。

1 利用基準等確認欄

区 分		通 勤 距 離		通 勤 時 間		時 間 短 縮 効 果 (3 0 分 以 上)	
高 速 自 動 車 国 道 等 を 利 用 し な い 場 合	往 路	(b) km	☐ 規則第9条 第1号該当 ☐ 非 該 当	(c) 分	☐ 規則第9条 第2号該当 ☐ 非 該 当		
	帰 路	(f) km	☐ 規則第9条 第1号該当 ☐ 非 該 当	(g) 分	☐ 規則第9条 第2号該当 ☐ 非 該 当		
高 速 自 動 車 国 道 等 を 利 用 し た 場 合	往 路	(d) km		(e) 分		(c) - (e) 分	☐ 規則第9条 本文該当 ☐ 非 該 当
	帰 路	(h) km		(i) 分		(g) - (i) 分	☐ 規則第9条 本文該当 ☐ 非 該 当

$$((b) + (b)) \text{ km} \div 2 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ km} \rightarrow \underline{\hspace{2cm}} \text{ 円}$$

イ 往復利用者 $((d) + (h)) \text{ km} \div 2 = \quad , \text{ km} \rightarrow$ 円

ロ 往路のみ利用者 $((d)+(f)) \text{ km} \div 2 = \quad, \quad \text{km} \rightarrow$ 四

ハ 帰路のみ利用者 $((\text{イ}) + (\text{ロ})) \text{ km} \div 2 = \quad \text{km} \rightarrow$ 円

19

用

所 属	〇〇小 学 校 ××××××	氏 名	△ △ ▲ ▲
		職員番号	3 □ □ □ □ □ □ □ □

高速自動車国道等の利用実績について、「人事委員会規則7-38（通勤手当）の運用について（平成11年2月3日宮人委第325号）」の第16条関係第1項に基づき、下記のとおり提出します。

1 利用道路、区間名等

往 路 ・ 帰 路 の 区 分	利 用 道 路 名	利 用 区 間
往 路 ・ 復 路 (該当するものに○をする)	東 北 自 動 車 道	白石I.C ～ 泉I.C
		～
		～

2 利用状況

日 付	週休日・休日・休暇	利 用 日	利 用 しない日	利用しない日のうち運用通知第16条関係第2項第4号から第6号までに該当する日	領 収 書 貼 付 欄
1日(日)	○			号該当()	
2日(月)	○			号該当()	
3日(火)	○			号該当()	
4日(水)			○	号該当()	
5日(木)		○		号該当()	
6日(金)		○		号該当()	
7日(土)	○			号該当()	
8日(日)	○			号該当()	
9日(月)	○			号該当()	
10日(火)		○		号該当()	
11日(水)		○		号該当()	
12日(木)		○		号該当()	
13日(金)			○	○ 4号該当(出張)	
14日(土)	○			号該当()	
15日(日)	○			号該当()	
16日(月)		○		号該当()	
17日(火)		○		号該当()	

ご利用ありがとうございます。

未 利 用 証 明 書

ご利用ありがとうございます。

未 利 用 証 明 書

ご利用ありがとうございます。

未 利 用 証 明 書

料金所では一旦停車してください。

料金所 安代

TEL 0195-72-2010

料金所では一旦停車してください。

料金所 盛岡

TEL 019-647-5745

料金所

料金所

TEL

06年06月06年1月2日車種普通

通行料金 ¥4,000- 現金 ¥4,000-

通行料金 ¥1,500- 現金 ¥1,500-

本署は領収書です。本署は領収書です。

ハイウェイ ハイウェイカードは販売終了、2006年4月1日から利用停止となります。

東日本高速道路株式会社 東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号：取扱番号209-04191258-07925 取扱番号210-00111525-07942

18日(水)		○			号該当()	ご利用ありがとうございます。 領収書 宮城県道路公社 料金は一旦帰属してください。 料金所 松島大郷第二 TEL 022-353-2852 05年12月10日車種普通 通行料金 ¥350- 現金 ¥350- ハイウェイカードは返却終了、2006年4月1日から利用停止となります。 取扱番号 207-00301034-07036
19日(木)		○			号該当()	
20日(金)		○			号該当()	
21日(土)	○				号該当()	
22日(日)	○				号該当()	
23日(月)		○			号該当()	
24日(火)		○			号該当()	
25日(水)		○			号該当()	
26日(木)		○			号該当()	
27日(金)			○	○	4号該当(出張)	
28日(土)	○				号該当()	
29日(日)	○				号該当()	
30日(月)		○			号該当()	
31日(火)		○			号該当()	
計 31日(a)	12日(b)	16日(c)	3日(d)		2日(e)	

備考

届出者の記入関係

- 「往路」または「復路」の別に作成すること。
- 「利用道路名」、「区間名」欄には、認定されているすべての高速自動車国道等の名称及び区間を記入すること。
- 利用状況は、「週休日・休日・休暇」、「利用した日」又は「利用しない日」のいずれか該当するものに○印を記入すること。
- 「利用」とは、認定されたすべての道路及び区間を利用することをいい、一部区間を利用しなかった場合は「利用」とはならないことに注意すること。
- 「利用しない日」のうち運用通知第16条関係第2項第4号から第6号までに該当する日」欄には、「人事委員会規則7-36(通勤手当)の運用について(平成11年2月3日官人委第325号)」第16条関係第2項第4号から第6号に該当する理由により高速自動車国道等を利用しなかった場合に、その該当する事項及びその理由を記入すること。

第4号 出張や研修のため、通勤に高速自動車国道等を利用しない日	} 運用通知抜粋
第5号 悪天候や事故等により、利用する高速自動車国道等の区間の一部又は全部が通行止めとなった日	
第6号 前各号に掲げるもののほか、通勤しないこととなる日	
- 利用した日の領収書を領収書貼付欄に貼付すること。回数券利用の場合は、回数券購入時の領収書を貼付すること。
- 領収書を紛失した場合でも、利用したことが明らかに確認できる場合には、所属長に確認を受けることができる。

所属長及び認定権者の確認・決定関係

- 「利用」の確認は、利用の都度発行される領収書又は回数券購入時の領収書により行うこと。
- 職員から「届出者の記入関係7」の申し出があり、利用したことが明らかに確認された時は、利用欄に押印すること。

※任命権者記入欄

$$\frac{(c)}{(a)-(b)-(c)} = \frac{16日}{17日} \quad [\geq \cdot <] \quad 1/2$$

高速自動車国道等の利用実績について、「人事委員会規則7-38(通勤手当)の運用について(平成11年2月3日官人委第325号)」の第16条関係第2項に基づき、上記のとおり確認した。

平成18年 1月 31日

確	校 長			
認	印			
欄				

85882

ETC利用証明書発行

1 利用規程

2 検索

発行

利用証明書を発行する走行をチェックして、[発行]ボタンを押してください。

2005年12月26日

ETCカード番号:*****

車両番号:4193

発行対象	利用年月日	時分	利用IC(自)	利用IC(至)	通行料金	車種	備考
⑥	05/12/26	18:59	仙台東	利府しらかし台	¥550	1	
㍿	05/12/26	18:41	仙台港北	仙台東	¥200	1	

注意

- ・利用証明書の参照／印刷にはAdobe Acrobat Reader (Acobe Reader) が必要です。
- ・本サービスではPDFの発行までを行うものです。証明書の印刷にはお客様にてプリンタをご用意願います。
- ・通行料金の表示額は、実際の請求金額と異なる場合があります。

推奨ブラウザはInternet Explorer 4.x以上、
Netscape 6以上です。

Copyright(C) 2004 East Nippon Expressway Company Limited
Metropolitan Expressway Company Limited
Central Nippon Expressway Company Limited
West Nippon Expressway Company Limited
Hanshin Expressway Company Limited All Rights Reserved.

ご利用ありがとうございます。
利 用 証 明 書

東日本高速道路
株式会社

料金所 利府しらかし台

05年12月26日

通行料金 ¥550-

ETCクレジット ¥550-

車種 1

取扱番号

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-user.jp/>にアクセスして下さい。

からの回数券料金

		軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車
利府しらかし台IC →	山田 IC	11回券 9,180	12,240	14,280	19,890	32,110
		60回券 45,880	61,170	71,360	99,390	160,550
		100回券 73,400	97,860	114,170	159,020	256,890
凡 例	長町 IC	11回券 6,120	8,670	10,200	13,770	22,430
		60回券 30,590	43,330	50,970	68,800	112,130
		100回券 48,940	69,310	81,550	110,090	179,410
: 仙台東部道路	今泉 IC	11回券 5,100	7,140	8,160	11,220	18,350
		60回券 25,490	35,680	40,780	56,060	91,740
		100回券 40,780	57,080	65,240	89,700	146,790
: 仙台南部道路	亘理 IC	11回券 9,690	12,240	13,760	19,370	33,140
		60回券 48,430	61,170	68,810	96,840	165,650
		100回券 77,480	97,860	110,100	154,950	265,040
: 仙台北部道路	岩沼 IC	11回券 8,670	11,220	12,750	17,840	30,590
		60回券 43,330	56,070	63,720	89,200	152,910
		100回券 69,320	89,710	101,940	142,710	244,650
: 三陸自動車道	仙台空港 IC	11回券 7,650	10,200	11,730	16,310	27,530
		60回券 38,240	50,970	58,620	81,550	137,620
		100回券 61,170	81,550	93,790	130,480	220,190
	名取 IC	11回券 6,120	8,160	9,180	12,750	21,410
		60回券 30,590	40,780	45,880	63,710	107,040
		100回券 48,930	65,240	73,400	101,940	171,250
	仙台東 IC	11回券 4,080	5,610	6,630	8,670	14,280
		60回券 20,400	28,030	33,130	43,320	71,360
		100回券 32,620	44,850	53,010	69,320	114,170
	仙台港北 IC	11回券 2,550	3,570	4,080	5,610	9,180
		60回券 12,750	17,840	20,390	28,030	45,870
		100回券 20,390	28,540	32,620	44,850	73,390